

食安輸発第1122003号
平成19年11月22日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年10月29日付け食安輸発第1029003号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、ミャンマー連邦において生産され、アラブ首長国連邦から輸出されたひよこ豆からアフラトキシンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
アラブ首長国連邦産及びミャンマー連邦産ひよこ豆
2. 検査の項目
アフラトキシン
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表3によること。
5. 検査の方法
平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
7. 備考
アフラトキシンを検出した場合にあつては、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。